令和3年定期総会

- I.特別講演会:澤畠 博 氏(四街道市 危機管理監)
- Ⅱ.総会
 - 1. 開会挨拶
 - 2. 議長選出
 - 3. 議事
 - 第1号議案 令和2年12月~令和3年9月活動報告
 - 第2号議案 会則改正(案)
 - 第3号議案 令和3年度(4月~12月)会計収支予算(案)
 - 第4号議案 役員等選任(案)
 - 第5号議案 令和4年(1月~12月)活動計画(案)
 - 第6号議案 令和4年(1月~12月)会計収支予算(案)
- 4. その他

閉会

令和3年11月23日(火、祝日) 千葉中央ホール

千葉県防災士連絡会

第1号議案 令和2年12月~令和3年9月活動報告

1. 千葉県防災士連絡会会則第7条に基づく会議の開催

- 1) 令和2年度臨時総会 令和2年12月13日(日)開催 (於)ハロー貸し会議室千葉駅前会は有効に成立し、活動計画、会計収支予算、会則改正、役員改選等の議案について原案通り可決・承認された。
- 2)令和 3 年定期総会 令和 3 年 11 月 23 日(火)開催予定 (於)千葉中央ホール 3)役員会 集合+オンライン、 計 12 回開催

2. 千葉県北部支部から千葉県防災士連絡会への移行に伴う活動

- 1)一県一支部適用による千葉県防災士連絡会(以下連絡会)への移行の経緯の説明 全会員 154 名宛に封書で経緯を説明した文書を送付し、同じ内容をメールでも発信した。 同時に連絡会ホームページに、更に詳細な内容をQ&A形式で掲載した。
- 2)連絡会移行後の会員継続の確認

全会員宛に日本防災士会支部から連絡会に移行することにより、会員を継続するかの確認 を行った。その結果、継続希望 79 名、退会希望 25 名となった。

- 3)連絡会運営への協力の確認
 - 2)項と同時に、今後の連絡会の運営への協力の意向を確認し、49 名から協力の意思表示を頂いた。
- 4)日本防災士会賛助会員への加入

日本防災士会賛助会員への申請を行い、令和3年7月に賛助会員として認証された。 (賛助会員とは、日本防災十会の趣旨・活動目的に賛同し、活動を支援する団体等)

3. 令和2年度決算の承認

令和2年度の決算について令和3年8月に紙上承認を行い、承認された。(承認95、非承認0、未記入10)

4. 活動計画検討及び新役員募集

令和3年6月と8月に、令和3年度以降の連絡会活動方針について意見交換会を、運営 に協力すると意思表示した会員を対象にオンラインで行った。

5. 次期役員公募

令和3年8月に、運営に協力すると意思表示した会員を対象に、次期役員について公募(立

候補、推薦)を行った。他に役員会で運営協力の意向がある会員を中心に推薦を行った。

6. 支部活動情報発信

- 1)「連絡会会員の皆様へのお知らせ」、などを会員宛メール配信
- 2) 連絡会ホームページ(http://www.bousaisikai.chiba.jp/)に活動状況を掲載

7. 地域防減災力向上支援活動等

九都県市合同防災訓練など要請があったが感染症対応のため中止が多発し、その内 6 件を実施した。

番号	日付	支援案件名		
1	2月2日(火)	船橋市消費生活センター防災講演		
2	4月11日(日)	野田市消防署主催野田市全消防団資機材取扱訓練設営実施		
3	5月28日(金)	NHK 千葉花ラジ出演		
4	6月28日(月)	八街市職員向け早期避難所開設運営訓練		
5	7月1日(木)	酒々井町中央公民館防災講演		
6	9月24日(金)	NHK 千葉花ラジ出演		

8. 千葉県防災事業への協力

千葉県消防学校防災研修センター防災講座の日本防災士会への協力

番号	実施日	開催名
1	12月8日(火)	社会福祉施設における防災対策講座(実技訓練)
2	12月12日(土)	未就学児のいる家庭向け防災講座
3	12月26日(土)	避難所開設・運営コース
4	1月23日(土)	地域防災リーダー基礎コース【風水害編】
5	1月30日(土)	シニア世代の防災講座
6	2月20日(土)	災害対策コーディネータースキルアップ講座
7	3月6日(土)	消防防災活動コース(実技訓練)
8	5月19日(水)	社会福祉施設における防災対策講座(基礎編)
9	6月5日(土)	地域防災リーダー基礎コース【集合住宅編】
10	6月23日(水)	企業における防災対策講座【帰宅困難・BCP】
11	6月26日(土)	避難所開設・運営コース
12	7月19日(月)	自主防災組織活動推進コース
13	7月25日(日)	まち歩き防災マップ作成コース
14	8月8日(火)	小学生向けの防災講座【液状化の実験】

15	8月10日(火)	中学生向けの防災講座【講義・実技訓練】			
16	8月20日(金)	高校生等防災パワーアップ講座			
17	9月30日(木)	社会福祉施設における防災対策講座【福祉避難所の理解】			

事業監査報告書

- 1. 監査期間 2020年12月~2021年9月
- 2. 事業監査報告

2020年11月期の臨時総会以降の事業及び活動については、新型コロナ感染症拡大により、多くの予定されていた活動案件が中止・延期となり自粛に追い込まれました。

新年度においても、行政や地域自治体等も当初計画の変更や中止を選択せざるをえず、 防災士連絡会においても活動案件の依頼もなくコロナ禍では無理があったのかと思慮され ます。

その中でも、日本防災士会より委託を受けた「千葉県防災研修センター」の講師派遣や、 研修支援事業は、有志(防災研修支援チーム)により実施されたことは、県民に対して有 意義であったと思慮されます。

千葉県防災士連絡会の指針、活動の方向性については、新役員を選任し、今後の地域防 災リーダーとして会員の目標を設定できると期待されます。

監査委員からの提言

外出自粛モードの中、個人研鑽が進んでいなかったことも残念でした。事務局が研修センターへの受講応募を呼びかけるも、防災士メンバーの参加が少なかったことです。(地域の防災リーダーを目指す防災士にとっては、スキルアップのチャンスであったと思われます)

井の中の蛙、大海を知らず・・・けだし名言「この意味を考えてください」

2021年10月24日

千葉県防災士連絡会(旧日本防災士会・千葉県北部支部)

監査委員一の川和也の

監查員高端勝利

第2号議案 会則改正(案)

会則改正提案主旨

令和3年4月以降、日本防災士会支部ではない団体「千葉県防災士連絡会」が、どのような活動方針と具体的な活動を行っていくか、そのためには、どのような運営体制が求められるかを、広く会員に意見を求め2回の意見交換会を開催しました。意見交換会でいただいた意見を踏まえ、役員と役員会オブザーバー参加会員との意見交換など、役員会では会員意見を反映する施策等について、半年間の議論を行ってきました。その結論として、旧北部支部の特徴と実績を承継発展させ、これまでの日本防災士会支部では達成できない活動方針と、それを実行できる体制を構築する必要が要求され、大幅な会則改正が必要となりました。

以下の改正を行う。文面は第2号議案参考資料を参照。

会則改正案要点:活動計画推進のための改正及び実態との整合のための改正

- ①会員構成の改正。: 第2条 正会員資格条件の変更、入会方法の明示、連携団体会員の新設をする。
- ②会の活動内容の提示。: 第4条 地域防災リーダーの育成活動の強化ほかを追加する。
- ③本部支部体制の明示。: 第5条 本部及び支部の設置について明示する。
- ④役員名称の変更と職責を明確化。役員選出方法を明示。: 第6条 役員名称等の変更及び追加とその役割及び役員選出方法を規定する。
- ⑤会議体名変更と再編成。: 第7条 役員会を理事会に変更、運営を効率化する会務執行会 議を設置、支部会議を追加する。
- ⑥総会の表決方法の明確化。: 第8条 総会成立要件、表決方法について明示する。
- ⑦理事会の成立要件、議決内容の追加、表決方法の明確化。: 第9条 理事会参加及び表決 を明示、会則変更に伴う理事会議決内容を追加する。
- ⑧各会員の会費徴収について改正。: 第 10 条 社会的要因(コロナ禍や大規模災害ほか) により会の活動が制限された場合や保険加入要因による正会員会費の変動、賛助会員会費、連携団体会費を明示する。
- ⑨会計年度の変更 1 月~12 月への変更。活動基盤の強化を図るための収益項目の追記、会 費返金の免責。: 第 11 条 (会計) に明示する。

第3号議案 令和3年度会計収支予算(案)

令和3年4月1日から令和3年12月31日まで

科目	9月30日実績	~12月31日予算	令和3年度予算
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0	0	4,000
賛助会員受取会費	0	0	0
2. 受取寄付金			
受取寄付金	2,000	0	2,000
2. 事業収益			
防災活動支援事業収入	0	0	0
災害支援活動事業収入	0	0	0
3. その他収益			
受取利息	3	0	3
雑収益	5,000	0	1,000
A. 経常収益計	7,003	0	7,003
Ⅱ 経常費用		0	
1. 事業費			
①防災活動支援事業	14,269	25,000	39,269
②災害支援活動事業	0	0	0
2. 管理費			
①事務局運営費	161,447	45,553	207,000
②役員会費	0	3,000	3,000
③総会費	66,000	40,000	106,000
④地域統括活動費	0	60,000	60,000
③タウンミーティング費	0	100,000	100,000
B. 経常費用計	241,716	273,553	515,269
当期収支差額	△ 234,713	△ 273,553	△ 508,266
前期繰越収支差額	1,099,606	0	1,099,606
次期繰越収支差額	864,893	△ 273,553	591,340

第4号議案 役員等選任(案)

2号議案改正会則案第6条に基づく役員会の構成、及び監査委員について以下を選任候補 とする。

正副理事長及び専務理事は、新理事互選により決める。

理事 安藤 秀明 (浦安市)、今井 富雄 (睦沢町)、大塚 晃一 (大網白里市) 、大村 健二 (柏市)、澤畠 博 (四街道市)、 佐藤 修一 (木更津市)、島田 博行 (四街道市)、多賀 克 (15名) 之 (富津市)、田中 美代子 (木更津市)、谷 正美 (船橋市)、鶴岡 俊之 (木更津市)、中村 利孝 (松戸市)、早川 悦 (松戸市)、 平山 優子 (船橋市)、松浦 照雄 (山武市) 監査委員 小林 喜世志 (市川市)、西川 和也 (市原市)

(2名)

第5号議案 令和4年活動計画(案)

活動基本方針:

市民の多様な防災及び減災(以下防減災という)技量を相乗させた協働力を喚起し、実効力を育成支援することで、防減災社会の実現に貢献することを目的とする。その達成に向けて、より多くの防災士や地域の防災リーダー、市民や団体と防減災への願いと目標共有を行い、予防力としての技量向上を協働推進する。

活動計画執行・運営に当たって

令和4年活動計画は、R2年12月開催の臨時総会で決議された活動案を、継続実施することを基本とし、コロナ禍の状勢を考慮しつつ、スケジュールや活動内容等詳細を再討議し、適官、修正等は理事会に諮り、執行・運営するものとする。

各施策は、中期的に計画し活動を進めながら、PDCA を行い改善する。

1. 当会会則第7条に基づく会議の開催

- 1)役員会 原則として月1回開催
- 2) 定期総会 原則として各年終了後に開催
- 3) 会務執行会議 適官

2. 地域防減災力向上にむけた支援活動推進

- 1) 会員が防減災活動のフィールド活動に注力できる本部支部体制とする。
- ●広大な県域及び防災士や防災リーダーの多様な領域の活動をカバーするため、支部を順次設置し本部は支部活動支援に撤する。
- ●依頼・要請等による防災・減災訓練支援、出前講座等の活動を継続する。
- ●全会員が支部に所属し、活動に携わる。
- 2) 地域の防災リーダーや団体ほかとの連携を促進する。
 - ●正会員条件を拡大する。
 - ●タウンミーティング等地域でイベントを開催する。
 - ●地域の防災関連団体との連携活動を推進する。
 - ●連携団体の会員枠を設ける。

3. 会員が地域の防災リーダーとして活躍できる支援システムを推進する

- 1) 多様なスキルアップ機会を設ける
 - ●勉強会、専門部会セミナー、タウンミーティングなど
- 2) 地域防災リーダー活動が推進できる支援を行う。
 - ●教材や展示物、訓練資機材の共有化や提供を行う。
 - ●スキルアップ研修プログラム(修得要件表)や防災人財台帳(スキルカルテ)を作成する。
- 3) 会員間コミュニケーションを醸成し、地域協働活動の活力を増進する。
 - ●専門部会など、同じ志向で防災に取り組める場づくり
 - ●気軽に参加できる情報共有の場防災談笑会や懇親会の開催
 - ●HP ほかを活用しコミュニケーションを推進する。
 - より多くの会員が結集できる催事や訓練等を開催する。

4. 災害に即応できる災害対策支援活動展開の計画と体制の整備

災害時に即応性がある BCP、災害対策支援活動が展開できる体制と計画を整備する。

- ●災害危機管理マニュアルの浸透と、行動マニュアルを作成する。
- ●災害対策用資機材の備蓄と、活動資金を積み立てる。
- ●平時、災害時の活動が対象となる保険の加入を検討する
- ●NHKとの連携協力を継続し、対応できる体制を充実させる。

5. 上記2、3、4、5の活動を促進する楽しく協働意欲が向上する会務運営

- 1) 理事の担務と職責を明確にして会務を行い、会務を協働する幹事職を設ける。
- ●事務局内会務を分掌し、理事幹事がその職務に当たる。担務は適宜理事会で決める。 総務部/経理部/支援調整部/広報コミュニケーション部/事業推進部/専門部
- ●会の円滑な運営や理事会の効率的な審議、支部の活動を進める会議体を設置する。
- 2) 正会員会費額は、理事会で決議し会員に通知する。令和4年は、2,000円とする。
- 3)本会に防災知見や活動に大所高所から助言をする名誉会長職、参与職を設ける。

第6号議案令和4年会計収支予算(案)

令和4年1月1日から令和4年12月31日まで

科目	令和 4 年予算 (12ヵ月)①	令和3年度予算 (9ヵ月)②	令和3年度からの 増減 ①-②	
I 経常収益				
1. 受取会費				
正会員受取会費	160,000	0	160,000	
賛助会員受取会費	0	0	0	
2. 受取寄付金				
受取寄付金	0	2,000	△ 2,000	
2. 事業収益				
防災活動支援事業収入	150,000	0	150,000	
災害支援活動事業収入	0	0	0	
3. その他収益				
受取利息	0	3	△ 3	
雑収益	0	5,000	△ 5,000	
A. 経常収益計	310,000	7,003	302,997	
Ⅱ 経常費用				
1. 事業費				
①防災活動支援事業	140,000	39,269		
②災害支援活動事業	180,000	0	180,000	
2. 管理費				
①事務局運営費	150,000	207,000	△ 57,000	
②役員会費	10,000	3,000		
③総会費	110,000	106,000		
④支部活動費	60,000	60,000	0	
③タウンミーティング費	100,000	100,000		
B. 経常費用計	750,000	515,269	234,731	
当期収支差額	△ 440,000	△ 508,266	68,266	
前期繰越収支差額	591,340	1,099,606	•	
次期繰越収支差額	151,340	591,340	△ 440,000	

4. その他

[会員数の推移(R2年度まで3月末)]

年度	会員数(名)	増減内訳
平成 27 年度 56		
平成 28 年度	85	38 名入会 9 名退会
平成 29 年度	98	19名入会6名退会
平成 30 年度	133	37 名入会 2 名退会
令和元年度	144	25 名入会 14 名退会
令和 2 年度 153		13名入会4名退会
令和 3 年(9 月末)	131	5 名入会 27 名退会 *

^{*} 令和 3 年定期総会時の議決権付与人数:議決権有り 88 名

(以下余白)

第2号議案 参考資料

	十葉県防災	工連系		会則(改正案)
	改定前	変更		
※注意:令 ている。	※注意:令和4月1日会則1条適用により、千葉県防災士連絡会会則として執行されている			以此条
(名称)	第1条 本会は干菓県ほかで、防滅災活動をする防災士等が集合する団体であり、干菓県防災士連絡会と称する。特定非営利活動法人日本防災士会定款第38条に基づく名称は、日本防災士会干菓県北部支部と称する。 2 日本防災士会干菓県北部支部会則は、干葉県防災士連絡会としても適用し、その場合は干菓県防災士連絡会会則と読み替える。	改訂	(名称)	第1条 本会は千葉県ほかで、防滅災活動をする防災士及び市民防災リーダー等が 集合する団体であり、千葉県防災士連絡会と称する。
(構成)	第2条 本会の会員は次のとおりとする。	変更なし	(構成)	第2条 本会の会員は、次のとおりとする。
	(1) 正会員:本会の趣旨に賛同し入会した防災士、または防災士と同等の知識、技能を有する個人 (2)賛助会員:本会の事業を賛助するために入会した個人または団体	改訂変更なし		(1)正会員:本会の趣旨に賛同し入会した防滅災への関心と活動意欲を有する個人
	(3) 協働会員: 本会の活動趣旨に賛同し、仮入会した防災士、または同	変更なし	-	(2) 変更なし (3) 協働会員:本会の活動趣旨に賛同し、仮入会した防減災への関心と活動意役
	(3) 励樹云貝: 本云の活動趣画に頁问し、1成人云した防火工、または同等の知識、技能を有する個人。資格期間は入会年度の年度末までとし、資格期間終了後は正会員または退会を選択する。	改訂		(3) 励制云貝: 本云の石動越自に貝向し、仮入云のた町減火の関心と石動感は を有する個人。資格期間は入会年の年末までとし、資格期間終了後は正会員また は退会を選択する。
		新規		(4) 連携団体:本会の趣旨に賛同し連携した協働をするために入会した団体
	2 正会員のみに総会議決権付与する。	変更なし		変更なし
	3 本会の活動範囲は原則として千葉県とする。ただし、県外での活動を妨げるものではない。4 会員の範囲は原則として千葉県に在住又は在勤する者、または在住又	改訂		3 本会の活動範囲を地域で制約をすることはない。
	本会長の範囲は赤列として「業業に住住人は住勤する者、よだは住住人は在勤していた者のほか、役員会で会員として認められた者とする。	武约		4 会員の範囲は在住又は在勤する地域を問わない。
	5 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。	新規		5 会員の入会については、理事会での承認を必要とする。会員として入会しようとするものは、その旨を文書等で理事会に申し込むものとする。
	(1)本人より退会の届け出があった時。 (2)会員が会費の納入を催促後も2年以上怠った時。 (3)会員が死亡し、又は失踪宣告を受けた時。 (4)除名された時。 (5)本会の趣旨・目的に反する活動あるいは社会的良識に反する行為を行ったと役員会が判断し、注意勧告を行っても改善が見られない場合。	繰り下げ		6 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。 以下変更なし
(目的)	第3条 本会は、「自助」、「共助」の原則のもと、平時は会員としての防災 および減災(以下「防減災」という。)に関する技術研鑽並びに一般市民 を対象に防減災啓発活動や地域防減災力の向上を図り、災害時には救援 活動を行うことによって、安全で安心な社会の実現に寄与することを目 的とする。	変更なし	(目的)	第3条 変更なし
(活動)	第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。 (1)会員の防減災に関する知識向上および技術研鑚に関すること		(活動)	
	(2)地域への防減災意識の普及、啓発に関すること。 (3)地域防減災力の向上に関すること。	変更なし		第4条 (1)~(4)変更なし
	(4)本会の事業継続計画及び災害対策支援活動に関すること。			
		新規		(5)市民防災リーダーのネットワークづくりに関すること。
		新規		(6)市民防災リーダーの活動支援に関すること。
	(4)本会の事業継続計画及び災害対策支援活動に関すること。	繰り下げ		(7)本会の事業継続計画及び災害対策支援活動に関すること。
		新規		(8)防減災関連用品用具教材の開発・普及・提供に関すること。
	(5)その他本会の目的を達成するために必要な活動。	繰り下げ		(9)その他本会の目的を達成するために必要な活動。
, ,	第5条 本会の事務所を、支部長が定めた所在とするが、災害時等緊急時は別途定めるものとする。	改訂	(事務所)	第5条 本会の本部事務所を、理事長が定めた所在とするが、災害時等緊急時は別途定めるものとする。活動の目的に応じて、支部を設置することが出来る。
(役員等)	第6条 本会は、日本防災士会千葉県北部支部としては、次の役員を置き、もって役員会を構成する。千葉県防災士連絡会としては、支部長を会長、副支部長を副会長と読み替える。(以下同)	改訂	(役員及 び	第6条 本会は、次の役員理事を本部に置き、もって理事会を構成する。
	(1)支部長 1名	改訂	組織等)	(1)理事長 1名を理事の互選により選出する。
	(2)副支部長 若干名	改訂		(2)副理事長 若干名を理事の互選により選出する。
	(3)事務局長 1名	改訂	1	(3)専務理事1名を理事の互選により選出する。
		新規	1	(4)理事は運営目的担務数に応じて若干名とする
		新規		(5)理事は、公示による会員の立候補及び推薦により受付、理事会の調整を経て値補者として総会に提案する。
	(5)幹事 若干名	改訂		(6)事務局を運営する幹事を、会務内容に応じ適宜、会員から任命する。 幹事は、理事会議決権を有しない。
	(4)会計 若干名	廃止		廃止
		新規		2 本会に、会務運営を行う事務局を本部内に設置し、理事及び幹事で必要な業績を分担して執行する。

		新規		3 本会に、支部を設置し、本会の活動を地域や職域等で活動展開する。
		新規		(1)支部活動を推進する、支部長、副支部長を理事会で指名する。
		新規		(2)本会会員は、何れかの支部に所属し、本会の活動に参画する。会員が、複数の
				支部に所属することを妨げない。
	 本会に監査委員2名をおく。 	繰り下げ		4 本会に監査委員2名をおく。
	監査委員は、本会の関わる金銭出納関係及び事業全般の監査を行い、総会に報告する。 なお、 すべての会議に出席することができるものとする。	変更なし		 変更なし
	3 本会に顧問をおくことができる。	改訂		5 名誉会長、顧問及び参与をそれぞれ若干名置くことができる。
		新規		(1) 名誉会長、顧問及び参与は、理事会において任期を定めた上で、理事会の 推薦により理事長が委嘱する。
		新規		(2) 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うため に要する費用の支払いをすることができる。
	4 役員及び監査委員の任期は、別に定めがない限り、3年度目の定期総会終了時までとする。欠員により補充した役員の任期は、前任者の残任期間とする。また、再任は妨げない。	改訂		6 理事及び監査委員の任期は、別に定めがない限り、3年目の定期総会終了時までとする。欠員により補充した役員の任期は、前任者の残任期間とする。また、 再任は妨げない。
	5 支部長は、本会を代表して会務を総括する。	改訂		7 理事長は、本会を代表して会務を総理する。
	6 副支部長は、支部長を補佐し支部長不在の場合はその職務を代行する。	改訂		8 副理事長は、理事長を補佐し理事長不在の場合はその職務を代行する。
		新規		9 専務理事は、会務全般の事務を総括し、必要に応じ会務執行を補佐する。
		新規		10 理事は本会の事業の運営について担務をもって執行する。理事の担務は適宜理事会で決める。
	7 事務局長は、会務全般の事務を執行する。	廃止		廃止
	 8 会計は、本会に関わる金銭の出納を執行する。	廃止		
	9 幹事は、本会の事業全般の運営について補佐する。	改訂		11 幹事は理事会の指名で、理事他と合同で会務を分担し、事務等を執行する。
	10 役員は、特定非営利活動法人日本防災士会正会員であることを要件	廃止		会務の内容により適宜、理事会で任命や解任をされる。
	とする。			
	11 役員会が選任した災害対策本部長は、災害対策本部を統括する。 TZ 役員会が選任した吧喚統括副文部長は、当該吧喚で役員寺と共同し	改訂		12 理事会が選任した災害対策本部長は、災害対策本部を統括する。
	て活動を遂行する。また、発災時は、別途定める規定に伴って活動する。 る。	改訂		13 理事会が選任した支部長は、当該領域での活動を統括し、理事等と共同して 支部活動を遂行する。また、発災時は、別途定める規程に伴って活動する。
	13 役員会が選任した事務局次長は、事務局長を補佐する。	改訂		廃止
	14 役員が次の各号の一に該当する場合には、役員会の議決により、これを解任することができる。 (1)会員資格を喪失したとき。 (2)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。 (3)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。	改訂		14 理事及び支部長、が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。 (1)会員資格を喪失したとき。 (2)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。 (3)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該理事等に弁明の機会を与えなければならない。
(会議)	第7条 本会に次の会議をおく。	変更なし	(会議)	第7条 変更なし
	1 定期総会および臨時総会	変更なし		1 変更なし
	2 役員会	改訂		2 理事会(定期及び臨時)
		新規		3 会務執行会議
	3 地域統括副支部長連絡会議	廃止		
		新規		4 支部会議
(総会)	第8条 本会は、年に1回、定期総会を開催し次の事項を議決する。 (1)役員および監査委員の選任に関する事項 (2)予算の決定 (3)事業計画の決定 (4)会則の改正に関する事項 (5)決算の承認 (6)その他の事項	改訂	(総会)	第8条 (1)理事および監査委員の選任に関する事項 (2) 以下変更なし
	2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。 (1)役員会が必要と認め、召集の請求をしたとき。 (2)正会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により、召集の請求があったとき。	改訂		2 変更なし (1)理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。 (2)以下変更なし
	3 総会開催については開催日の7日前までに正会員に通知を行わなければならない。	変更なし		3 変更なし
	4 総会は正会員の2分の1以上の出席(委任状によるものを含む)をもって 成立する。	武公		4 総会は正会員の3分の1以上の出席(委任状によるものを含む)をもって成立する。

	5 総会の議決は出席した正会員の過半数(委任状によるものを含む)の賛成をもって決する。	改訂新規		5 総会の議決は出席した正会員の過半数(委任状によるものを含む)の賛成をもって決する。 (1) 各正会員の表決権は平等とする。 (2) やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。 (3) 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。 (4) 議決すべき事項について特別の利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。
(役員会)	第9条 役員会の議決は役員総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は支部長の決するところによる。	改訂	(理事会等)	第9条 理事会の議決は役員総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は理事長の 決するところによる。
	INCLIPATION OF THE STATE OF THE	新規		(1) やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
		新規		(2) 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。 (3) 議決すべき事項について特別の利害関係を有する理事は、その事項につい
		新規		て表決権を行使することができない。
	2 役員会は次の事項について議決する。 (1) 総会で議決した事項の執行に関すること	変更なし		2 理事会は次の事項について議決する。 (1) 変更なし
	(1) 総会に付議すべき事項に関すること	変更なし		(1) 変更なし (2) 変更なし
	(3) 顧問の選任に関すること	改訂	-	(3) 名誉会長、顧問及び参与の選任に関すること
	(4)災害対策本部長、地域統括副支部長、事務局次長の選任及び解任に 関すること。	改訂		(4) 災害対策本部長、幹事、正副支部長等関連役員の選任及び解任に関すること。会員の入退会に関すること。 賛助会員加入の可否。
	(5)災害時等で緊急を要する業務執行に関すること。	変更なし		(5) 変更なし
	(6)外部要因に起因する、業務執行に関すること	変更なし		(6) 変更なし
	(7)役員の解任に関すること。	改訂		(7)理事の解任に関すること。
	(8) その他総会の議決を要しない業務執行に関すること	変更なし		変更なし 3 会務執行会議を設置し、次の事項を取り扱う。会議は、理事長または副理事長
		新規		が指名した、理事及び幹事ほかで構成し、当該案件を稟議する。
		新規		(1) 正副理事長や理事会が諮問する事項
		新規		(2) 理事会へ付議する事項や、理事会の意思決定を促進するための詮議
		新規		(3) 理事会の議決を要しない会務執行に関すること
		新規		(4) 事務局内会務の調整や部門間の調整、支部間の調整など (5) 専門部会や支部、会員からの要望や意見等の事項に関すること他
		新規		4 支部会議を正副支部長が必要に応じて支部員を招集し開催する。
(会費等)	第10条 会員は、本会の運営に必要な経費として年会費を納入するもの	改訂	(会費等)	
(=== = , ,	とする。なお、年会費の納入は、全額一時払いとする。		(第10条 会員は、理事会において別に定める年会費を納入しなければならない。な お、年会費の納入は、全額一時払いを原則とする。
	2 正会員の年会費は2,000円とする。 	廃止		
	3 賛助会員の年会費は10,000円とする。 4 協働会員の年会費は、不要とする。	変更なし		2 賛助会員の年会費は、1口:10,000円とする。 3 変更なし
	I WINDLAND TARION TACTOR	新規		4 連携団体:連携協働内容に基づき、個別に会費を設定する。
(会計)	第11条 本会の経費は、会費、寄付金等をもってこれにあてる。	変更なし	(会計)	第11条 本会の活動費は、会費、寄付金、 活動協賛金、助成金、支援金、事業に 伴う収益、資産から生じる収益、その他の収益等をもってこれにあてる。
	2 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる ものとする。	改訂	-	2 本会の会計年度は、毎年1月1日から始まり、12月31日に終わるものとする。
	3 本会の通常会計に、準備金及び目的別基金の費目で計上し、独立した 経理管理を行う特別会計を設置することが出来る。			3 変更なし
	(1)特別会計の設置にあたっては、設置目的、支出範囲、設置期間を定める。 (2)特別会計の設置には総会の議決を必要とするが、緊急を要するとき	改訂		(1) 変更なし(2) 特別会計の設置には総会の議決を必要とするが、緊急を要するときは理事会の議決により設置できる。
	は役員会の議決により設置できる。 (3)設置期間が終了した時、本会の監査委員による監査を行う。			(3) 変更なし
		新規		4 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。
(施行)	第12条 この会則は、令和2年12月13日から実施する。	新規	(施行)	第12条 この会則は、令和4年1月1日から実施する。
付則	この会の設立当初の会計年度は第11条の規定に関わらず、平成21年4月 18日から平成22年3月末日までの期間とする	変更なし	(付則)	
	2 第8条1項(4)の規定に関わらず、平成22年度定期総会開催までの期間 における本会則の改正は、役員会の議事により改正することができる。 但し、本会則を改正した場合は直近総会において会則改正報告を行うも のとする。	変更なし		
	3 前項にもとづく平成21年度での会則改正は、平成22年度定期総会 (平成22年4月24日開催)で改正報告された。	変更なし		
	4 平成24年度定期総会(平成24年4月22日開催)で、会則を改正し、同日施行する。	変更なし		
	5 平成27年度定期総会(平成27年4月19日開催)で、会則を改正し、同日施行する。	変更なし		
	6 平成28年度臨時総会(平成28年8月21日開催)で、会則を改正し、同日施行する。	変更なし		
	7 令和2年度臨時総会(令和2年12月13日開催)で、会則を改正し、同日 施行する。	変更なし		
		新規		8 令和3年定期総会(令和3年11月23日開催)で、会則を改正し、令和4年1月1日同日施行する。令和3年会計年度を令和3年4月1日から令和3年12月31日までとする。

第3号議案 参考資料

令和3年度 活動計算書 補充資料

令和3年4月1日から令和3年12月31日まで

科目	令和3年度予算	補足(実績は9/30まで)
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
2. 受取寄付金		
受取寄付金	2,000	令和2年度会費返却分寄付1名
3. 事業収益		
防災活動支援事業収入	0	
災害支援活動事業収入	0	
4. その他収益		
受取利息	3	総合口座利息
雑収益	5,000	
A. 経常収益計	7,003	
Ⅱ 経常費用		
1. 事業費		
】	39,269	活動支援費20千円(実施済み10千
少 例	33,203	円)、ダミー人形賃借費
②災害支援活動事業	0	
2. 管理費		
①事務局運営費	207,000	Zoom,HP維持費用3.5万円、賛助会員会費5万円、R2年度会費返却3.2万円(@2,000x16)、一県一支部封書郵送料等2.5万円、名刺等
②役員会費	3,000	印刷費
③総会費	106,000	定期総会会場費6.6万円、総会郵送・印 刷4万円
④地域統括活動費	60,000	印刷費、消耗品費、会場費
③タウンミーティング費	100,000	研修費、印刷費、会場費等
B. 経常費用計	515,269	
当期収支差額	△ 508,266	
前期繰越収支差額	1,099,606	
次期繰越収支差額	591,340	

第6号議案 参考資料

令和4年 活動計算書 補充資料

令和4年1月1日から令和4年12月31日まで

科目	令和4年予算	補足
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	160,000	正会員(@2,000x80名)
賛助会員受取会費	0	
2. 受取寄付金		
受取寄付金	0	
3. 事業収益		
防災活動支援事業収入	150,000	支援案件10件(@1.5万x10)
災害支援活動事業収入	0	
4. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
A. 経常収益計	310,000	
Ⅱ 経常費用		
1. 事業費		
①防災活動支援事業	140,000	活動支援費10件(@1万x10)、消耗品等
②災害支援活動事業	180,000	災害用資材購入10万円、資機材賃貸5万円、活動支援費
2. 管理費		
①事務局運営費	150,000	Zoom,HP維持費用3.5万円、賛助会員会 費5万円、名刺、印鑑、
②役員会費	10,000	印刷費等
③総会費	110,000	R3年度と同じ会場を想定、 印刷、郵送等
④支部活動費	60,000	消耗品、印刷費、会場費等令和3年同等
③タウンミーティング費	100,000	消耗品、印刷費、会場費等令和3年同等
B. 経常費用計	750,000	
当期収支差額	△ 440,000	
前期繰越収支差額	591,340	
次期繰越収支差額	151,340	